

マイクロバス使用運行規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、財団法人静岡県青少年会館が所有するマイクロバス(以下バスという。)の運行に関する基本的な事項について規定する。

(使用の限定)

第2条 バスの使用は、当法人の事業、青少年団体及び青少年の健全育成に関する活動に供する場合に限定する。

(運転者の限定)

第3条 バスを運行できる者は、運転資格を有する当法人の職員、団体関係者及び当法人が依頼し運行を認めた者とする。

2 運転者は、事前に所定の登録申請書(様式1)により登録を行い、許可された者でなければバスを運転することができない。

(運行の範囲)

第4条 バスの運行範囲は、原則として県内一円とする。ただし、理事長が認めた場合はこの限りではない。

(安全運転の厳守)

第5条 運転者は常に交通法規を遵守し、道路事情に留意して安全運転をしなければならない。

(管理責任者)

第6条 バスの安全管理を行う安全管理責任者を設置し、安全教育等を必要に応じ運転登録者等に行い、指導できるものとする。

2 安全管理責任者は、常にバスの運行状況を把握し、定期的な検査等を行うと共に、事故の防止に努めなければならない。

第2章 使用基準

(使用申込)

第7条 バスの使用を希望する者は、所定の使用申込書(様式2)に必要事項を記入し、理事長あてに申し込むものとする。

2 使用の申込受付は、使用する日の半年前から受け付けるものとする。

(使用の承認)

第8条 バスの使用を承認したときは、使用許可書(様式3)を使用者に交付する。

(使用者及び運転者の義務)

第9条 使用者及び運転者は、安全な運行を行うと共に、使用運行規程及び許可内容を厳守しなければならない。

2 第1項の義務又は、その報告を怠ったときはその承認又は、登録を解くものとする。

(傷害保険等の加入義務)

第10条 バスの使用者は、使用許可書が交付されたとき、使用者の責任において、旅行・傷害保険等に加入しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、運行中に生じた交通事故、災害等により損害賠償等を求められたときは、次の各号に規定するものの他は、使用者の責任において賠償又は、負担しなければならない。

(1) 安全運転を厳守した上で事故で、使用者の過失による責任が極めて低いもの。

(2) 当法人がかける自動車保険で賠償できる範囲のもの。

(3) 当法人の事業による運行中の事故及び災害。

2 旅行中又は、使用予定時に故障等によりバスが使用できない場合にあっては、使用者は当法人に賠償又は、いかなる代償を求めることは出来ない。

(事故の報告及び処理)

第12条 使用者は、運行中の事故について、その大小をとわず安全管理責任者に報告すると共に、

警察官立ち会いのもと事故証明を取らなければならない。

(原状復帰)

第13条 バスの使用後は、燃料を補給し、清掃を行い返納しなければならない。

2 第一項の義務を怠ったときは、又は不十分であると当法人が判断したときは、当法人において実施し、その負担を使用者に請求できるものとする。

(運行経費の負担)

第14条 使用者は、バスの維持管理等に要する経費を負担しなければならない。

2 運行負担金は、構成団体及びその他の青少年団体とに区別し、次のとおりとする。

区 分		構成団体	その他の青少年団体
短時間	5時間未満	9,000円	11,250円
半 日	5時間以上12時間以内	12,000円	15,000円
1日以上	24時間未満 1日ごとに加算する額	15,000円	18,750円

(支払及びキャンセル)

第15条 運行負担金は、使用許可があった日から1週間以内に指定の方法で支払わなければならない。

2 支払期日が過ぎたものは、使用許可を取り消すものとする。ただし、使用者から運行負担金の遅延について届け出があり、その理由がやむをえない事由によると認められるときは、一定の期間納期を延長することができる。

3 使用者が、使用日時の変更及び、キャンセルする場合は速やかに届け出なくてはならない。

4 使用者が都合によりキャンセル又は、期間の短縮をした場合、納金された運行負担金は、使用日の1ヶ月前までは全額返金し、14日前までは50%、7日前までは75%、その後は100%の率でペナルティーとして徴収するものとする。また、前項の納期延長があった場合も同様とする。

(点検及び運行報告)

第16条 使用者は、バスの運行にあたって事前に車両の状況を点検確認すると共に、返納時に所定の運行報告書(様式4)を提出しなければならない。

第3章 雑則

(規格外の処理)

第17条 この規程の施行について、必要な事項は理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成10年7月20日から施行する。

この規程は、平成12年10月1日から実施する。

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

(様式 1)

運転者登録申請書

平成 年 月 日

財団法人静岡県青少年会館 様

財団法人静岡県青少年会館のマイクロバス運行に必要な運転者登録を下記のとおり申請いたします。

記

所属団体名		登録番号	
氏 名		生年月日	
住 所		電話番号	
免許証のコピー添付欄		備 考	

所属団体名		登録番号	
氏 名		生年月日	
免許証のコピー添付欄		備 考	

* 運転をする人、予定者を含め全員の登録が必要です。登録・許可されていない者が運転していた場合保険金が支払われない場合があります。

(様式 2)

マイクロバス使用申込書

受付	年	月	日	係印
----	---	---	---	----

財団法人静岡県青少年会館 様

団体名

代表者

印

住 所

電 話

FAX

貴法人のマイクロバス運行規程により、下記のとおり使用したいので申し込みます。

記

使用責任者	役職 氏名	住所	
使用目的			
使用時間	自： 年 月 日 時 至： 年 月 日 時 期間 日 時間	人員	成人 人 未成年 人 合計 人
経路	出発地 経過地 目的地	宿泊先	名称 住所 電話
運転者氏名 登録番号			
特記事項	携帯電話番号		
運行中の携帯 電話番号又は 要望等あれば 記載			

マイクロバス使用の手順

	使用の手順	内 容	備 考
1	使用日の予約確認	会館事務局に電話等で予約する。 使用日の6ヶ月前の日から受け付出来る	
2	使用申込書提出	使用団体の代表者は、使用申込書（様式2）を持参又は郵送により提出する。	
3	運転手登録	使用日に運転するものを登録する。（様式1） 運転手は、大型免許が必要。 1度登録すれば、再登録申請の必要はない。	複数可 番号付与
4	使用許可書の受理	申請に基づき、青少年会館から使用許可書を交付する。（様式3）	
5	保険への加入	使用者は、全員の旅行傷害保険等に加入し万全を期すこと。 活動保険でも適応できるものは可。	
6	使用者負担金	使用期間により許可書に記載された負担金を銀行振り込み又は、現金にて許可の日から1週間以内に納入する。 やむを得ない理由により納入の延長をするときは、書面により申請し承諾を受ける。	
7	キャンセル	使用日の変更・キャンセルは速やかに行う。 負担金支払日が過ぎたものは使用を取消す。 間際のキャンセルには、ペナルティーがある。	計画的有効利用を図る。
8	使用日当日	使用日に来館し、許可書の提示と共に注意事項、運行報告書（様式4）を受ける。 先に提出した計画に変更ある時は申し出る。 始業点検等を行い記載し、出発する。	
9	運行中	事故等の報告は速やかに行う。 許可時間までに帰館できない時は、早めに電話で指示を受ける。	次の使用者のために・・・
10	返納時	会館周辺で燃料（軽油）を満タンにする。 車内等の清掃を行う。（ごみは持ち帰る） 運行報告書により点検を行い記載する。 会館職員の確認を受け返納する。	

負担金振込先

静岡銀行安西支店 普通 390534

（財）静岡県青少年会館

保険への加入義務

任意保険の内容（青少年会館が加入）

保険	保証額	一人当たり	備考
車両保険	800万円		
免責	7万円		使用者に責任が重い場合は、免責額を負担させる。
対人賠償保険	無制限	無制限	臨時費用付
対物保険	無制限		
免責	なし		
搭乗者保険	4000万円	死亡 100% 後遺症 4～100% 入院 15.000 限度 通院 10.000 限度	医療保険 180日限度
一事故	10000万円		一事故の限度額

旅行保険等への加入

上記任意保険の補償範囲以外は、青少年会館では補償しないので、使用日までに使用団体は保険に加入し、団体、運転者等に責任が及ばないように乗車する者全てが旅行保険等に加入すること。

また、スカウト保険や活動保険の中には移動中の事故等に対しても補償されているものもあるので確認すること。

マイクロバス事故報告書

平成 年 月 日

財団法人 静岡県青少年会館 様

団体名 _____

責任者 _____

住 所 _____

連絡先 _____

下記のとおり事故報告を行います。

日 時	平成 年 月 日 時 分頃			
場 所				
運転手氏名				
事故の状況				
事故の内容	人身		処置	
	物損		処置	
	車両		処置	
取扱警察署	警察署		課	交番
その他				

* 事故報告は、速やかに行い、別紙図面を添付すること。